

○逗子市スポーツ推進審議会条例

昭和37年2月19日

逗子市条例第2号

改正 平成11年12月7日条例第9号

平成20年12月16日条例第20号

平成23年9月13日条例第17号

〔題名改正〕

平成26年3月25日条例第15号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条第1項の規定に基づく審議会として、逗子市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平23条例17・全改）

(任務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（平23条例17・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(任命)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(平20条例20・平23条例17・一部改正)

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平23条例17・一部改正)

(任期)

第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平23条例17・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(平20条例20・平26条例15・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

(平23条例17・一部改正)

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月7日条例第19号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月13日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の逗子市スポーツ振興審議会に関する条例の規定により委嘱されているスポーツ振興審議会委員は、改正後の逗子市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱されたスポーツ推進審議会委員とみなす。

附 則（平成26年3月25日条例第15号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。